

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者 埼玉県熊谷市代1120番地
住所 医療法人 啓清会
氏名 理事長 清水暢裕
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-521-3133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人啓清会 関東脳神経外科病院
事業場の所在地	熊谷市代1120番地
計画期間	R5.4.1～R6.3.31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

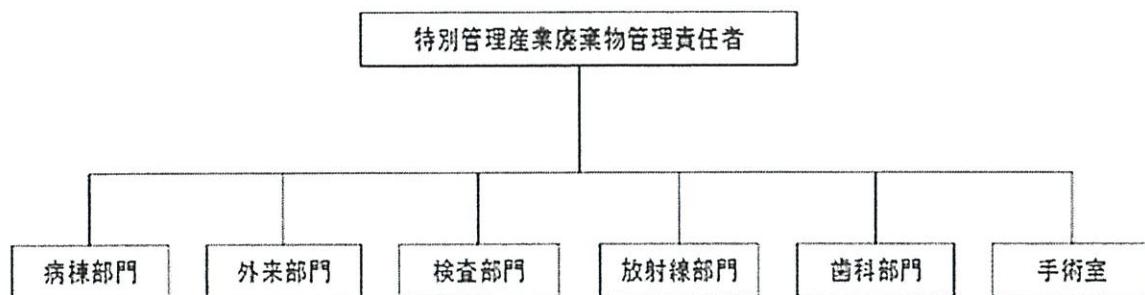
①事業の種類	医療業
②事業の規模	149床
③従業員数	237名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各病棟、手術室、外来、検査、放射線、歯科より感染性廃棄物発生。現場にて固形物、液状物、鋭利な物、発熱患者対応した物、コロナウイルス感染患者対応した物を分別して専用の廃棄物の箱に廃棄—当職員が所定の廃棄物保管庫へ回収—委託収集運搬業者(小林茂商店)が収集運搬—埼玉県深谷市の中間処理施設(クリーンテックサーマル)にて焼却—焼却灰を福島県飯塚市の最終処分場(クリーンテック)にて埋め立て処分。



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	145.65 t	t

①現状

(これまでに実施した取組)

医療業において院内感染対策上、ディスポーサブル製品を使用する頻度が高くなる為、排出量の減量化は極めて困難であるが、ゴミの分別について感染性廃棄物と他の廃棄物と他の廃棄物の分別を徹底するよう指導を行う。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
排出量	145 t	t

②計画

(今後実施する予定の取組)

ゴミの分別の徹底を継続する

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	感染性廃棄物 バイオハザード黄 バイオハザード橙	液状物 鋭利な物。コロナウイルス感染患者対応した物 固形状。発熱患者対応した物
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	現状通り	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全処理委託量		145.65 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組) 処理場への現地確認を実施 最終処分場への現地確認を実施 委託業者と連絡し、適正処理に努める			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	145 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【前年度（平成 年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年度より電子マニフェストに加入。 電子マニフェストを利用した登録を継続して行う。		
※事務処理欄			